

水産政策審議会資源管理分科会

第99回議事録

水産政策審議会第99回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和元年12月24日（火）11:01～11:22

場 所：水産庁中央会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第325号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づき基本計画の検討（令和2年漁期のくろまぐろの漁獲可能量の設定等）等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第99回資源管理分科会を開催いたします。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の廣野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様の前にマイクをご用意しております。ご発言の際には挙手いただき、それからマイクを用いてご発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

では、次に資料の確認をいたします。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず次第がございます。その次に資料一覧がございます。それ以降、名簿以降、資料1、2-1、別紙、2-2、2-3ということでございます。途中でも構いませんので、過不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただきたいと思っております。

報道関係、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 皆様、本日はご多用のところをご参集くださいまして、ありがとうございます。今月の4日にこの資源管理分科会をやったばかりでございますけれども、また急遽開催ということになりました。

では、座って議事に入らせていただきます。

本日は諮問事項が1件ございます。議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本日の委員の招集についてご説明させていただきます。

本日の議題の内容は、令和2年漁期のくろまぐろの漁獲可能量について、12月5日から11日まで開催されたWCPFC年次会合の結果に即したものとなるように、今月4日に開催された第98回資源管理分科会で承認された内容に修正を加えるものということになってございます。

後ほど事務局から説明がありますが、WCPFC年次会合では、繰越率の増加は決定されましたけれども、台湾からの大型魚300トンの移譲につきましては台湾からの通報後に行われることとなりまして、令和2年漁期の当初の計画は、移譲などがない漁獲上限に基づく配分にする必要があるということになります。この場合の配分についてですけれども、今月4日に開催された第98回分科会におきまして、大型魚300トンの移譲がない場合は、今漁期、第5管理期間ということですので、それと同様の配分とすることが既に承認され

ております。

このことから、今般の諮問は、前回承認いただいた考え方に従いまして、大型魚の配分量を昨年と同様の配分量に修正する内容の諮問になりますので、第99回分科会は、特別委員にはご出席いただかずに、委員のみの出席のみで開催するということといたしました。

また、今回の協議の内容については、次回の第100回分科会において報告することといたします。

それでは、諮問事項に入ります。

まず、諮問事項第325号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（令和2年漁期のくろまぐろの漁獲可能量の設定等）等についてです。

では、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料2-1をごらんください。本資料の別紙としまして、基本計画の変更案を新旧対比表で示してございます。

資料2-2は、変更箇所を反映した基本計画となっております。

諮問文について読み上げさせていただきます。

元水管第1739号。令和元年12月24日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第325号）。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（公表 平成30年12月27日。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

WCPFCの結果の説明を、太田審議官のほうからお願いしたいと思います。

○資源管理部審議官 審議官の太田でございます。

資料の2-3についてご説明させていただきます。

これは、既に水産庁のホームページに載っておりますプレスリリースでございますが、「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第16回年次会合」の結果についてということで、2番ですけれども、12月5日から12月11日にかけて、パプアニューギニアの首都でありますポートモレスビーで開催されました。

既にご存じかと思えますけれども、5番の結果概要につきましては、今年9月に北小委員

会というのが開催されて、くろまぐろについて2点勧告、本委員会に対する勧告というのができたわけですが、そのうち一部が修正されて、先ほど、山川座長からも説明がありました。漁獲上限の未利用分に係る繰越率は現状の5%から17%へ増加するという、これは北委員会のとおりでございます。

2つ目の、台湾からの通報により、大型魚の漁獲上限を台湾から我が国へ300トン移譲することは可能ということで、北委員会の時点では、この台湾からの通報によるという部分がなかったわけですが、いろいろと先方の国内事情もございまして、こういうような形になっております。なるべく早く台湾から通報が来て、300トンの移譲が実現するように努力したいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○資源管理推進室長 続いて、今回の諮問内容であります基本計画の変更案についてご説明いたします。

本変更案につきましては、令和2年漁期のくろまぐろ漁獲可能量について、12月5日から11日まで開催されましたWCPFC年次会合の結果に即したものとなるように、今日4日に開催されました98回の資源管理分科会で承認された内容に修正を加えるものとなっております。

ただいま審議官から説明がありましたように、WCPFC年次会合では、繰越率の増加や、台湾の通報後に台湾から大型魚300トンが移譲されることが決まりましたが、今回決定されました管理措置は、令和2年1月からの期間におけるものでございます。そのため、台湾からの通報や繰越数量の上乗せは、管理開始後に措置されることから、令和2年漁期の当初の計画は、移譲などがない漁獲上限に基づく配分にする必要がございます。

なお、この場合の配分についてですが、分科会長から冒頭ご説明がありまして、今日4日に開催されました第98回資源管理分科会におきまして、大型魚300トンの移譲がない場合は、大型魚の配分は今漁期である第5管理期間と同様とすることが既に承認されてございます。このことから、今回の諮問は、前回承認いただいた考え方に従って、大型魚の配分量を昨年と同様の配分量に修正する内容となっております。

数量の変更箇所についてご説明いたします。

資料2-1の別紙をごらんください。第5管理期間と第6管理期間の計画の対比表でございます。

まず、3ページをあけていただけますでしょうか。

第3の1の表の漁獲可能量でございますが、前回諮問時は大型魚が5,432トンでございましたが、今回は300トン減らしました5,132トンとしてございます。

なお、対比表の右側、第5管理期間の大型漁獲の数量、5,132トンが赤字となっておりますが、黒字でございますので、修正をお願いしたいと思います。

これに伴いまして、全体の漁獲可能量も300トン減じてございます。

また、(2)の大型魚の留保についても前回から変更となっております。

続いて、5ページをお願いいたします。

300トンのうち100トンを近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業に配分する案でございましたが、こちらも前回諮問時から100トン減じた351.5トンとしてございます。

続いて、7ページでございます。

大型魚の都道府県別の配分量でございますが、こちらは第5管理期間の当初の配分量と全く同じ数量配分となっております。

対比表の第5管理期間と数字が異なっているものにつきましては、対比表の数字が今期融通を反映した数字となっております。

以上が前回諮問時からの変更点になってございます。

なお、今後の追加配分の予定について、補足してご説明をいたします。

第5管理期間は来年3月で終了しまして、未利用分の繰り越しのうち留保とする数量が確定いたします。この留保は、くろまぐろ部会で取りまとめた考え方に従いまして、沿岸漁業と近海かつお・まぐろ漁業に優先的に配分することとしてございますので、4月には一定数量が追加配分されることとなります。

ただし、追加配分できる数量は、今漁期の未利用分の数量により増減することになりますので、今漁期の漁獲の状況ですとか、くろまぐろ部会での意見を踏まえまして、次回の資源管理分科会で、具体的な手続や配分についてご議論いただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等をよろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 台湾からの移譲、通報になったというのは、これ、枠を与えるのは台湾の権限事項だからという理解でしょうか。

○山川分科会長 太田審議官。

○資源管理部審議官 はい。もともとその300トンというのは、向こうのご厚意に甘えるという形になっているわけですが、いろいろと向こうも国内の事情があって、こういう形になったということでございます。

ちょっとそれ以上は勘弁いただければと思います。すみません。

○田中委員 言えないわけね。わかりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 前回の4日の分科会のときに、その翌日からWCPFCの本委員会があるということで、提案のご説明を受けたときも、もし変更になる場合はもとに戻しますよということはお提案して、それを分科会では了解されたわけですが、私は、そういうことにならないようにしてくださいよと、本委員会です。それをお願いした次第が、残念ながらこういうことになったということですが、今、審議官が言われた通報がいつごろになるの

かというのが、結局、第6管理期間が終わってしまうまで通報がないということもあり得るのか。それから、もし第6管理期間のどこかの間で通報があったときに、その300トンの部分というのは、前回決定したものに、再度また分科会に諮ってやるようになるのか。その2点について、ちょっと教えていただけますか。

○山川分科会長 太田審議官。

○資源管理部審議官 じゃ、1点目についてお答えします。

もうこの話は、先ほども申し上げましたけれども、なるべく早く台湾側から通報が来て移譲が実現するように、最大限努力しますということしか、私はちょっと申し上げられないんですけれども。

○山川分科会長 では、2点目につきまして、岩本資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 その際には、資源管理分科会に再度ご審議させていただきたいと考えてございます。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 いつとは言えないというか、これ、本当にこの300トンのことについて、やはり沿岸だけじゃなくて、全体でこれは評価をして、期待が大きかっただけに、ここでこれがいつになるかわからないというのは、これ、浜へ説明するにしても、また混乱の種を招くことになりかねませんので、各浜への丁寧な説明はぜひしていただきたい。そのときに、やはり今、岩本室長が言われたように、通報があり次第すぐにここは変えていくんだということを含めてお願いしていただかないと、相当この部分への、実質的に枠が増えたというみんなの思いがあったものですから、この大型魚をどういうふうにもた国内的に、小型魚と移行していくとか、今度はテクニク的なところも含めて、大分期待があった中での話なので、何としても早く通報が来るように、国として台湾にも働きかけていただきたいし、今言ったように、浜のほうへの説明はぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。

○山川分科会長 では、ご意見をいただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。堀内委員。

○堀内委員 今、同じ意見で、台湾からの300トン、これは漁業者は、やっぱり報道も先行しているという状況があって、かなり期待しています。審議官のほうから、まだちょっと回答は控えたいということですので、そうであれば、未利用分の繰り越しの数量をもう早く確定していただいて、それを第6管理期間がスタートする前に各都道府県に説明に行って、漁業者の理解を得たほうがいいのではないかと、私は意見として思います。

○山川分科会長 この点につきましてはいかがでしょうか。

岩本資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 ご意見として頂戴したいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

神谷資源管理部長。

○資源管理部長 未利用部分の確定というのは、未利用部分が本当に確定するのは3月31

日になるので、それから第6管理期間が開始後、できるだけ早く通知するというふうに伝えたいと思いますので、そこ、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にほかにご発言がなければ、諮問第325号については原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

なお、今回の内容につきましては、次回の水産政策審議会で事務局から報告していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

元水審第26号。令和元年12月24日。

農林水産大臣、江藤拓殿。

水産政策審議会会長、山川卓。

令和元年12月24日に開催された水産政策審議会第99回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。
記。

諮問第325号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について。

それでは、この答申書を神谷資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から神谷資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、その他に移りたいと思います。

その他ですけれども、何か委員の方からございますでしょうか。

ないようでしたら、次回会合の日程について、事務局からご案内をよろしく願いいたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会でございますが、来年、2月下旬から3月上旬を目途に開催をお願いしたいと考えております。今回の分科会のように、何か緊急な事態、必要が生じて開催するということになる場合には、できる限り早期にご連絡させていただきたいと思います。いずれにしましても、日程につきましては、後日、事務局から調整させていただきたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これを持ちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。